

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

<陳情趣旨>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、これまでに地方議会 55か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金に関する実態調査 及び 自粛を求める陳情が採択されました。千葉県では、習志野市が採択されておりましすし、千葉市においてはアンケート調査が行われ、強制の実態が明らかになっております（添付資料 1.）

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。近年は、陳情提出を受けて、アンケート調査を実施して初めて明らかになった自治体がほとんどです。（添付資料 2.）

最近、読売新聞も全国版（3月24日）で議員の職員に対するパワハラ調査の実態が報道されておりました。又同じ読売新聞（5月21日群馬版）では渋川市でパワハラの問題で「職員への政党機関紙の営業停止」が報道されていますので、参考に添付しておきました。

（添付資料 3.）

さらに、千葉県長生（ちょうせい）村議会の調査結果でも、「政党機関紙の勧誘、購読の強要」の実態が明らかになりましたが、調査が行われるまで、職員は議員から受けているハラスメントについて「誰にも相談できなかつた」というのです。上司や行政担当者にハラスメントの訴えの声が届いていないことが、ハラスメントが存在しないということではないのです。（添付資料 4.）

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「市役所内においては、職員に対する政党機関紙の勧誘行為が一切ない」と断言できない状況があるならば、全国自治体においては「心理的圧を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘に対して心理的圧を感じている職員がいないか現状把握をする為に、下記事項を実施願いたい。

<陳情項目>

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧を感じたという実態が本当にならないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するよう行政に求めてください。仮に心理的圧を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。